

## 令和2年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

|  |             |           |          |               |           |           |
|--|-------------|-----------|----------|---------------|-----------|-----------|
| 招 集 年 月 日  | 令和2年6月2日    |           |          |               |           |           |
| 招 集 の 場 所  | 多良木町議会議場    |           |          |               |           |           |
| 議 会 日 時 及 び  | 開           | 議         | 令和2年6月8日 |               |           | 午前10時00分  |
| 開 閉 宣 告  | 散           | 会         | 令和2年6月8日 |               |           | 午前11時10分  |
| 応招（不応招）<br>議員及び出席<br>欠席議員<br>○ 出席<br>× 欠席<br>△ 不応招 | 議 席 番 号     | 出 欠       | 氏 名      | 議 席 番 号       | 出 欠       | 氏 名       |
|  | 1           | ○         | 高 橋 裕 子  | 7             | ○         | 源 嶋 た ま み |
|  | 2           | ○         | 中 村 正 徳  | 8             | ○         | 豊 永 好 人   |
|  | 3           | ○         | 林 田 俊 策  | 9             | ○         | 久 保 田 武 治 |
|  | 4           | ○         | 坂 口 幸 法  | 10            | ○         | 宇 佐 信 行   |
|  | 5           | ○         | 村 山 昇    | 11            | ○         | 猪 原 清     |
|  | 6           | ○         | 魚 住 憲 一  | 12            | ○         | 落 合 健 治   |
| 会議録署名議員  | 5番          | 村 山 昇     |          | 10番           | 宇 佐 信 行   |           |
| 職務のため出席した者の職氏名                                     | 事 務 局 長     | 林 田 浩 之   |          | 議 事 参 事       | 山 本 美 和   |           |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名                                 | 職 名         | 氏 名       | 職 名      | 氏 名           |           |           |
|  | 町 長         | 吉 瀬 浩 一 郎 |          | 教 育 振 興 課 長   | 黒 木 庄 一 朗 |           |
|  | 副 町 長       | 島 田 保 信   |          | 教 育 振 興 課     |           |           |
|  | 教 育 長       | 佐 藤 邦 壽   |          | 健 康 ・ 保 険 課 長 | 東 健 一 郎   |           |
|  | 会 計 管 理 者   |           |          | 健 康 ・ 保 険 課   |           |           |
|  | 総 務 課 長     | 仲 川 広 人   |          | 町 民 福 祉 課 長   | 大 石 浩 文   |           |
|  | 総 務 課       | 金 子 め ぐ み |          | 町 民 福 祉 課     | 長 田 憲 士   |           |
|  | 企 画 観 光 課 長 | 岡 本 雅 博   |          | 子 ども 対 策 課 長  | 新 堀 英 治   |           |
|  | 企 画 観 光 課   | 山 村 忍     |          | 子 ども 対 策 課    | 吉 地 美 紀   |           |
|  | 税 務 課 長     | 平 川 博     |          | 環 境 整 備 課 長   | 久 保 日 出 信 |           |
|  | 税 務 課       | 淵 田 美 春   |          | 環 境 整 備 課     |           |           |
|  | 農 委 事 務 局 長 | 小 田 章 一   |          | 農 林 課 長       | 水 田 寛 明   |           |
|  | 会 計 室       |           |          | 農 林 課         | 竹 下 政 孝   |           |

## 会 議 に 付 し た 事 件

|        |   |
|--------|---|
| 議案第1号  | 第五次多良木町総合開発計画後期基本計画の変更について                                  |
| 議案第2号  | 立木処分について  |
| 議案第3号  | 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて                      |
| 議案第4号  | 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて                                 |
| 議案第5号  | 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて         |
| 議案第6号  | 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第7号  | 多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて      |
| 議案第8号  | 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて                            |
| 議案第9号  | 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて                           |
| 議案第10号 | 多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて                       |
| 議案第11号 | 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第2号）                                      |
| 議案第12号 | 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）                          |
| 議案第13号 | 令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）                                     |

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の会計管理者、小林昭洋さんから欠席届が出ております。

その他は全員出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 「議案第 1 号」 第 5 次多良木町総合開発計画後期基本計画の変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 1 号、第 5 次多良木町総合開発計画後期基本計画の変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、第 5 次多良木町総合開発計画後期基本計画の変更については、原案のとおり可決されました。

### 日程第 2 「議案第 2 号」 立木処分について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 2 号、立木処分についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番豊永好人議員。

○8 番(豊永好人君) 議案の第 2 号について、立木処分について、少し尋ねたいと思いますけども、一応、全員協議会の方で執行部からの説明がありましたけども、これの収益が、伐採して収益が収益が 435 万と約 430 万だと思いますけども、執行部の説明ですと、林業従事者の雇用といろいろ守っていくということの前提でありますけども、やはりこれ慎重審議に立木の契約をしてほしいということで、なぜならば、60 年間の山ということで、先人たちの非常にこう意志のこもった、魂のこもった山林ということで、その辺はやはりもう収支状況の状況を見てやっぱ厳しいという方な状況であれば、やはり少しはやっぱ見直していくということも必要じゃないかと思えます。ただ、先ほど言いますけども、今、木材産業も非常に厳しいということで、なかなか今年は景気、売り方景気が景気の方は難しいんじゃないかという憶測もありますんで、重々、伐採については多良木町の町民の財産ですので、慎重にきしてやりたいということで、まず執行部の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 水田農林課長。

○農林課長(水田寛明君) それでは、お答えさせていただきます。

議員の申されたとおり、今、市況の方はですね、大分低迷しておりますして、5 月 19 日の熊本木材の市況におきましては、スギにおきまして平均が約 8,700 円、ヒノキが 1 万 2,100 円と

いう 20 年ぐらい前のですね価格という形になってきております。

こういった形ではございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり立木処分につきましては、主伐事業としまして林業従事者の雇用促進、各種林業作業の修練の場として持っていきたいというふうな目的を持っております。今年度におきましては、コロナウイルスによりまして事業量等の減ってきた業者さんもございますので、できるだけ事業としては進めさせていただきたいというふうに思っております。

市況につきましてもですね、毎年度、9 月ぐらいから若干上がってくるような、市況が上がってくるような形になっておりますので、その辺を様子を見させていただきながら、実施の方をさせていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 8 番豊永好人議員。

○8 番（豊永好人君） 今、水田課長からですね、やっぱり相場を重々として検討しておるということを述べられましたけども、そこで町長のコメントをですよ、開きたいということで、やはりこれは町民の財産ということで、赤字まで収支の改善が難しいということであれば、少しはそこで立ちどまって考えるということも大事だと思いますんで、それについてコメントよければコメントをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。今、豊永議員お尋ねになりましたが、市況もだんだん下がってきてるんですね。非常にこれは厳しいと思いますが、確かにこれまで数十年かけて多良木町の財産として育ってきた山でありますので、できるだけ高いところで売りたいというのはこれはもう誰もがそういうふうに思ってるんですね。

ただ作業をしてる方々あたりが、若干その今、仕事量が減ってきてるということもありますので、これ以外にも多良木町の山は沢山あります。

それから、議員もご承知のように、間伐の場合には国からお金がきますけれども、主伐の場合なかなか厳しいということ。間伐も、例えば、300 万ぐらい国から来ても結果的に 100 万ぐらいしか入らないということになっておりますので、そういう厳しい現況も踏まえて、これからも考えていきたいと思うんですが、今回はまずは、この部分を切らせていただいて、そして、林業従事者の方々に少し仕事をしていただきたいというふうに思っておりますので、今回はこの形でさせていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、立木処分については、原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 「議案第 3 号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 3 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 「議案第4号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第4、議案第4号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 「議案第5号」 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第5、議案第5号、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第6号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第6、議案第6号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第7号」 多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第7、議案第7号、多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第8号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第8号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第9号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第9号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
9番久保田武治議員。

○9番（久保田 武治君） おはようございます。2点に渡ってですね、ちょっと質疑をしたいと思うんですが、まず今回の改正については資料もいただいて、常任委員会でも説明を受けております。今回のこの資料によりますと、基礎分の所得割については0.7%の減額になっておりますので、かなりの方が実際の保険料がですね、軽減されるっていうふうにもなっておりますが、均等割と世帯割についても、これは前年同額になっております。

しかし後期高齢者支援や介護納付金についてはともに所得割に対する減額もなく、均等割、世帯割が増えております。これまでも制度設計上、均等割や世帯割が低所得者の負担を重くしているということを私指摘して、一般財源等の投入で負担軽減を図るべきだというふうに一貫して主張してまいりました。

そこで一つ目に、実際に今回の改定で負担が増える被保険者、一体どの程度になるのか、何名程度になるのか、まずそのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保田議員。9番久保田議員、すいません。  
一括質問になってますので2点とも質問を出していただいて。

○9番（久保田 武治君） じゃあもう一つすいません。  
えっとですね、国保会計についてはこれまでも全国知事会や全国町村会でも、国の負担割合をですね、増やしてほしいということで、一貫して要望もされております。一方ではですね、国保料が高過ぎる、引き下げてほしいということで、そういう声もあって、本町でも一昨年まで2,000万円の繰り入れが行われてまいりました。

これまでのですね、繰越金が9,300万円、そすと基金が1億7,500万円というふうになって

いるようですが、そういったものを投入してですね、今回の均等割、世帯割の減額、増額をですねせめて前年同額にするようにできないのかどうなのか。これは本のちょっとした財源があればできるというふうに思いますんで、以上を含めて2点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。

最初の第1点目。今回、税率改正をお願いしておるんですが、増額になる方の人数ということでございますが、以前お配りしました資料に基づきますと、33万円以下の低所得世帯と申しますか、7割減の世帯になるんですけど、その方たちが主に増額するというところでございまして、見込みといたしましては約580世帯が増額になるものと思われまして。

続きまして前年同額に後期高齢者支援金分と介護保険分ですね、できないかということでございますが、今回、県から標準税率というものがお示しされております。それによりますと、まず、後期高齢者支援分の均等割ですね、につきましては、従前から申しますと814円の増額が本来必要でございました。それを今回、多良木町は200円で抑えております。

また同じく後期高齢者支援分の平等割につきましては437円を100円に抑えております。

次に、介護納付金分でございますが、均等割につきましては、本来ですと1,810円増額が必要でございます。それを600円に抑えております。次に平等割につきましては1,753円の増額が必要でございますが、多良木町は500円で抑えておるということでございます。

大体3分の1以下ぐらいに抑えたところではございますが、税の公平と申しますか、応能割、応益割の適正な課税という面もございまして、多良木町におきましては、今回、増額をですね一部お願いすることで、非常に心苦しいところではございますが、今後のですね、財政運営のことを考えますと、幾らかでもご負担をお願いしたいということで今回、幾ばしかの増額をお願いしておるところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 今回の課長の答弁に対して町長のコメントをちょっといただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 国民健康保険税については、これは何ていうか、やっぱり感覚としては高いですね。

やはりこれは医療費を賄っていかなくてはいけないということから、医療費が高いから国保税もやはり高いということも総体的には言えるわけですけど、国保の計算の仕方、国保税の計算の仕方は議員もご承知のとおり、多分委員会でも聞いておられると思いますが、医療費がその年にどのくらい要るんだろうという計算をまずします。そして、その後、国からどのくらいのお金が来るか、県からどのくらいのお金がいただけるのかこれを計算します。そしてその残りが税として住民の皆さんからいただく税というそういう計算になりますので、その税の計算は、前年分の確定申告によって決まってくるわけですけど、それを総所得を全部集めて、総額それから応能、応益、両方を計算をしてどのくらいの税を取らなければならぬかということを担当課の方で計算をするわけですが、税はやはりないほうがいいと思っております。

税はゼロであった方がいいと思うんですが、しかしやはり運営上なかなかそういうふうにはいきません。で、これは法律事項ですので、国からどのくらい来るっていうのは法律で決まっておりますので、その割合を増やしていただければ、安くすることはできると思っております。これが増えない以上はなかなか町の運営はどれも多分ぎりぎりで行っていただくとお思いますので、なかなか厳しいかなというふうに思っております。

それから、議員もご承知のとおり、今、議案を見ていただければわかりますように、介護保険の特別会計の方が国民健康保険よりも上がってきてるんですね。2億ちょっとぐらい3億

近く上がってきていると思うんですが、これはやはり 65 歳以上の方々が享受される介護保険と、そして、生まれた子どもさんから亡くなる前のお年寄りまでの国民健康保険に加入されている方々の払われる何ていうか、享受される保険料が、逆転してきているということが言えると思います。

やっぱりお年寄りが増えてきているということは、病院に通われる回数も増えてくると思いますので、それだけ医療費はかかってくるということ。で、それを若い方々と比較的若い方々でカバーするという形になってるわけですがけれども、これ保険の仕組みというのはそういうふうになってます。

できればもうちょっと安くして差し上げたいと思うんですが、やはり国保の運営上、担当課と話しましたところ、今回、軽減額の方もちょっと増えておりますし、低所得者に対する負担を少し、580 世帯ですかね、増やすということになりますけれども、しかしそんなに大きな金額ではないと思いますので、何とかご了承いただいて、ほかのところ上がってない部分が多くありますので、できるだけこれからも安くする努力をしていきたいと思っておりますので、どうかご了解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9 番久保田さん。

まず原案に反対の発言を許可します。

○9 番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論いたします。

今回、所得割が減額されたことについてはですね、評価を惜しむものではありません。しかしもともと、国民健康保険税が高過ぎるっていう声は巷にあるわけです。

均等割、世帯割の増額は今回の改正案では所得額が 33 万円ランク、最も低い方たちの保険料が引き上げられるわけです。そういう意味で、いろいろ町長からもご理解いただきたいということがありますが、私は少なくとも増額にならない程度にそういう手当をですね、すべきだというそういう立場ですので、反対をいたします。

なお今回のコロナウイルス感染症の拡大によって、生活がますます苦しくなっている町民が増えておられますので、明日の一般質問で別途、健康保険税の減額を求めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に原案に賛成の発言を許可します。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

○議長（高橋裕子さん） 着席ください。起立多数であります。

したがって、議案第 9 号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 「議案第 10 号」 多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 10 号、多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

## 日程第11 「議案第11号」 令和2年度多良木町一般会計補正予算(第2号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第11、議案第11号、令和2年度多良木町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番中村正徳議員。

○2番(中村正徳君) 15ページの学園費について伺いたいと思います。私が委員会に所属していない所管のことです。

○議長(高橋裕子さん) すみません、中村議員、マイクをちょっと寄せてもらってよろしいでしょうか。マイクを近くに。

○2番(中村正徳君) 15ページの学園費について伺いたいと思います。

今回、1,248万円の指定管理委託料が補正予算組まれております。私の所管の委員会に属していませんので、詳しい内容がわかりませんでしたので、お伺いをいたしますけれども、この補正予算組まれてる内訳についてお伺いをしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長(新堀英治君) それではご説明いたします。

今回、学園費の委託料としまして1,248万円の増額補正をお願いしているものでございます。内訳としましては、理由が2点ございます。

まず一つ目が新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、支援学校が休校になったことから、5名の児童が長期帰省しております。その際の給付費の算定上、長期帰省している児童の分は給付の対象となりませんので、その給付の減収分と新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生用品等の購入費を補正予算に計上させていただいております。

給付費等の減収分ですが、今回5名の児童が帰省しておりますので、1カ月当たり155万円の4月から5月の2カ月分の310万円です。衛生用品等の購入費としまして、今回50万円を計上しているところです。合わせて360万円となっておりますが、衛生用品等の購入につきましては、フェイスシールド、簡易防護服と非接触体温計と空気清浄機等を予定されております。

また二つ目に、今回、定員20名に対しまして、4月1日現在の入所児童数は16名でありまして、定員に満たなかったことによりまして給付費等の減収分として減収額を見込んでおります。今回の補正では、その減収分のうちの4月から9月分までの上半期分として見込み額の2分の1の額を補正予算に計上させていただいております。

年間の減収見込み額ですが、定員に満たなかった児童数が定員20名から16名引きまして4

名となります。1カ月1人当たりの減収分が37万円を見込んでおります。1年間の減収見込み額を37万円掛けるの4名掛けるの12カ月分で1,776万円が1年間の減収分として見込んでおります。今回はその2分の1の額の888万円を計上させていただいております。

以上で説明終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番中村さん。

**○2番（中村正徳君）** はい、内訳についてはわかりました。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う一時帰省5名分ということと、それから、それに伴う園での衛生用品の購入ということで310万円を上げておられるってということですけども、これにつきましては、臨時財政対策債、違いました特別交付金等コロナ対策の措置費が、今日、明日にも第2次補正予算も組まれるというなことですけども、これに対する申請といえますか、コロナ対策に対する臨時交付金の申請等々はされておられるのか。

それから、20名に対して現在16名ということで不足、4人が不足している。入所が満たされていないということでの減収分が措置費が見込めないということで、今回、1,776万円の2分の1ということで888万円が組まれているということですが、これはあくまでも、9月までということで今回補正が組まれております。

ということで、1点目の、1点目といえますかコロナ対策に対する補助金といえますか、交付金というのはないのか、申請されたのかどうか、またないのかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 新堀。どっちがしますか。はい、岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** 今回の新型コロナウイルス感染症関係での国の地方創生臨時交付金につきましては、企画観光課の方で取りまとめをさせていただきましたので、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま中村議員言われましたご質問の今回の多良木学園の指定管理に関する費用でございますが、第一次の交付限度額が国から示されまして、総額で1億3,000万円ぐらいの計画で現在、県を經由して国に提出をしているというような状況でございます。

その中に特別支援学校等の臨時休校に伴う緊急支援事業という名目で、今回の多良木学園に関する310万円、それから消毒液等の購入費として50万円、合わせて360万円の事業計画で今回申請をしている状況でございます。

これが減収に伴う費用ということになりますと対象外になりまして、この国の補助金が実際減収になったわけですが、その反面、経費がかさむということでございますので、そちらの経費の対象分として上げさせていただいているというような状況でございます。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番中村さん。

**○2番（中村正徳君）** 申請をされているということで、一次募集にされているってということで、なるだけですね、これが下りてくればいいなというふうに思っております。

それから、先ほども説明がっておりますけども、入所定数が20名に対して16名ということで、これは全体的にですね、努力をされているんだと思うんですけども、なかなか入所の数が見込めないということであれば、今回も888万円の9月までの予算を要求されておりますけども、9月以降もこの状態が続くということは、同じことがまた888万円の減収が続くということで、18名になったらですね、ゼロペースといえます、採算ペースに乗るんだろうと思っておりますけども、町長が所信表明か何かの今回の説明の中で、この項目の説明の中で、指定管理者が努力をされて、550万円の金額を出しておられると。これは出しておられるということですね、大変管理者としては心苦しいところだろうと思っております。

そんなまでしてもらってですね、指定管理者に出すよりも早目に何らかのですね、処置ができるというのは、コロナ対策に対しての不足分が生じた場合は、町長が議会に了承得られて、専決処分ができるということで、全体的に足りない分については専決処分町長は予算

の執行をされております。

ということは学園についてもですね、この指定管理を受けていただいている方に負担をおかけしなくてもですね、コロナ対策でこれだけの 360 万円ほどの不足分が生じるということであれば、もう既に専決処分です、その分は出す。それから議会には説明していただければですね、コロナ感染、感染症の、新型コロナウイルス感染症の対策でございますので、議会も皆さん了承いただくというふうに思います。

でない、今後も負担が増えてくる、9 月以降もですね、なっていた場合に、また指定管理を受けていただく方が、その不足分について補っていかなくちゃいけないという事態が生じた場合は、大変、今度はやっぱり町の管理者としての立場が、私はあまりよろしくない、そのように思います。

そういうことで、もし、そういうもう 20 名が望めないのであれば、18 名も無理ということであれば、思い切って 15 名とかですね、10 名とか今期はもうだめでしょうけども、次回から、新年度からでも、入所者数の定数をですね、思い切って 15 名、あるいは 10 名と定め直した方が指定管理をお願いする方にとっても、私はいいのではないかと。一生懸命努力はされてるということは聞いております。20 名に近づけるようにですね。でも、それが無理であれば、もうあんまり高く設定するよりも 15 名、あるいは 10 名に設定されたところでの運営形式を取られた方がいいのではないかなと思いますけども、町長はその件についてどう思いになるかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、大変ありがたいアドバイスをいただきました。

議員おっしゃるように、指定管理者に 550 万円銀行から借りていただいているというのは、これは本当のやり方ではないと思います。ていうのが指定管理者というのはあくまでも管理者は、管理者というか、それは多良木町が責任を持って、そこは運営をしていかななくてはならない。それを指定管理者をお願いしてるということです。指定管理者にお金の融通をしていただくというのは、これはもう本筋ではないというのは確かにそれはわかっております。

ところが今回の場合はですね、補正予算を組む前に、先ほど専決したらいいじゃないかというふうにおっしゃいましたけど、確かにそうだと思います。そういう話をする前に既に、もうつつじヶ丘さんの方ですね、先に借りておられたという事情がありまして、次回からは是非、つつじヶ丘さんにそういうふうな負担を負わせることなく、指定管理者を続けていただきたいと思っておりますので、そこは、これからしっかり話し合いをする中で訂正をしていきたいと思います。今回は、まことに申しわけありませんでした。

それで、20 名の件なんですけど、20 名の件については今ちょっとコロナが少し熊本県内で 48 名の感染ということで、それから増えておりませんので、各県内の施設を回られるということでした。そして人数をふやす努力をしてみるというふうなことを言って、担当課を通じて聞いておりますので、そのことに関してはこれからまた努力をしていただく。そして、今年はず 20 名ということで進めさせていただいて、来年度の指定管理を継続する場合には、再度、業者のつつじヶ丘さんとですね、話し合いをして、そこらあたりは議員のおっしゃったような形で定員を減らすとかという形は相談をしていきたいというふうに思っております。

算定に関しては、先ほど課長が申し上げましたとおりですが、これから 9 月補正でまたお願いをするということになります。これは非常に心苦しいんですが、しかしまあ、これまでの経緯からして多良木町が責任をもって 2 年間は指定管理をしていただくという立場ですので、今議員がおっしゃられたことは十分頭に入れて、考慮に入れながら、これからの指定管理をお願いしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 2 番中村さん。

○2番（中村正徳君） 町長おっしゃったとおり、この管理者はあくまでも町でございまして、指定管理者を受けていただいている方にご迷惑をかけることないようにですね、ちゃんとした処置をとっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8番豊永さん。

○8番（豊永好人君） 2点ほどお伺いします。まずですね、ページの11ページの中で企画費つてありますけども、そん中の旅費、費用弁償を95万円組まれてますけども、この費用弁償は、すいません、恐れ入りますけども、何人分で何のかた決定したのか、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 2点とおっしゃいましたけど、あと1点は。

○8番（豊永好人君） 2点ですね、あと1点ですね。もう1点はですね、同じページでですね、まちづくり推進事業。

○議長（高橋裕子さん） 項目が違えば。

○8番（豊永好人君） 違います違います、はい。1点です、まず1点。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

企画費の旅費、費用弁償でございまして、これは地域おこし協力隊の費用弁償として95万円を計上をしているところでございます。

今回の地域おこし協力隊につきましては、地方創生の事業を推進していくということで、若者の起業を支援するためのサポート、あるいは地域資源を生かした事業開発といった事業に取り組まれる地方創生戦略マネージャーとして1名、町の情報発信に関するサイト運営、それから関係人口の創出等に取り組むつながら人口創出コーディネーターというものを1名、合わせて2名を募集しているところでございました。

今月の1日と3日でございまして、それぞれ1名の方から協力隊の応募、それから履歴書等の書類が届いたところでございます。今後面接等を行いながら、早ければ7月1日から着任していただくようお願いしたいというふうに思っているところでございます。

1人の方につきましては、IT関連の企業誘致をする中で、県の東京事務所の方と一緒に企業訪問した際にお話を聞く中で、ご自身は東京にこだわらない働き方を推進されておられて、また人材育成にも携わっておられるということで、その方に多良木で地域おこし協力隊を募集しているがという相談をしまして、非常にこう多良木町に対して興味を示されたところでございます。ご本人から多良木にきたいというようなことでございまして、もう1人の方につきましても、その方のご紹介で今回応募されたということでございます。

2人とも町外の方々を多良木町に呼んでいただいて、町の魅力を伝えながら関係人口、それから定住人口へというふうに促すような業務をしていただくということになりますので、月2回程度ぐらいは東京あたりの出張ということで今回の95万円になっているところでございます。

ただあの、コロナウイルス関連で今後どのような形で出張できるかっていうのはまだ不透明なところもございまして。頻繁に行くことができるかどうかわかりませんが、再上限の額として今回上げさせていただいておりますので、その中から必要最小限の中で行動をしていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 8番豊永さん。

○8番（豊永好人君） もう一つはですね、同じページですね、11ページのまちづくり推進事業費の中で、節の18の負担金補助及び交付金ということで、160万の補助金が予算してあります。そのまちづくり、そのコミュニティー補助の内容について詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

まちづくり推進事業費の負担金補助及び交付金の補助金でございますが、今回の黒肥地西9区が事業主体でございますが、これは国、国といいますか自治総合センターですけども、これあの宝くじを原資として関係団体に助成をしているというようなところでございます。

今回の公民分館内にエアコン、冷蔵庫等の設置をしたい。それから西9区につきましては、ご承知のとおり、栖山観音堂を要しております、その清掃も地区住民で行うということで、その清掃の用具あたりもこの補助金で整備をしたいということでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

11 番猪原清議員。

○11番（猪原清君） すいません。先ほどの中村議員の質問に関連してですけど、多良木学園のコロナ対策衛生用品等購入費で全員協議会でも50万ぐらい、約。の購入品費が出たんですけど、この辺は内容、この辺の内容を教えてくださいとともに、この辺の内容をよく精査されて、この額で決定したのかを教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） ご説明申し上げます。

コロナ対策衛生用品の購入品ということで、つつじヶ丘学園さんの方から資料をいただいております。その中でですね、フェイスシールドが10枚、防護服30枚、あと被接触体温計を購入を予定されております。空気清浄機、またあと使い捨て用ですね、紙コップ、食器類等を計上されておまして、そちらの方が29万円程度の予算を予定しておられます。

コロナ関係でですね、室内での活動等が多くなりますので、卓球台、卓球ラケット、あと園庭等で行いますフットサルのゴール等としまして19万8,000円で合わせまして49万程の予算を考えておられますので50万円を計上させていただいております。説明を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 11番猪原さん。

○11番（猪原清君） 大体の内容はわかりましたけど、今後購入予定ですよ、フェイスシールドとか使い捨てコップ。

これを見たときに、そんなに単価が掛かるのかというのが一つと、もう一つがコロナが警戒宣言が解除されてこれから学校も始まります。それで園内活動用の卓球コートとか卓球ラケットがこういうそれだけでも20万近く掛かります。この辺そういう必要なのか課長のお考えもう1回教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） はい、それではお答えします。

こちらの方は必要であるということでつつじヶ丘の方からあっておりますので、予算の方を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 11番猪原さん。

○11番（猪原清君） 最後に、こういう学園からですね、指定管理の学園からこれだけ必要だからこれだけくださいと。それをはいと、それを予算で手当てするわけですけど、税金ですから、それをちゃんと精査して、これはだめですよこれは必要ないでしょうと。それを予算に反映するのが執行部、執行部というか町の役割じゃないんですかね。そこで質問、私はここで終わります。

○議長（高橋裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） それでは、お答えします。

今回、いろいろなフェイスシールド等計上されておりますけれども、今後、また第2波、第3波というコロナの影響があるかと思っておりますので、こちらの方はもう事前に準備するっていうことがですね、大事かと思っておりますので、必要な予算だと思ひ、計上させていただいてお

ります。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、猪原議員おっしゃることはもっともだと思います。

今回は卓球台、それからフットサルの道具ということであったので、課の方で認めたわけですが、今後は最終的には調整を年度末にやりますので、そちらで合わせていくとして、今後はそこらあたりの精査はですね、しっかりやっていきたいと思いますので、今回はよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 1 点だけちょっと伺いたいと思います。11 ページの目の企画費の中で、節 18 に負担金補助及び交付金ということで、地域おこし企業人交流プログラムの 420 万が計上されておりますが、この事業の狙いといいますか目標、それからこの 420 万円の内訳、積算根拠、そして三つ目に今後の事業展開についてはどのようなことをお考えになっているのか、そういうことについてちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、企画費の負担金補助及び交付金の地域おこし企業人交流プログラム 420 万円につきましてご説明させていただきたいと思います。

この地域おこし企業人交流プログラムというものにつきましては、先ほど申し上げました地域おこし協力隊に似通った事業でございまして、地域おこし協力隊は個人の方に多良木町に来ていただいて住民票を移していただくというようなことですが、この地域おこし企業人交流プログラムにつきましては、3 大都市圏に所在する民間企業との社員の方を一定期間、地方で受け入れるというような事業でございまして、住民票は移さなくてもいいようになっております。

その受け入れした後でございまして、ノウハウ、知見等を活かしていただいて、地域独自の魅力、価値の向上等につながる業務に従事してもらうというようなものでございます。この制度を若干説明させていただきたいと思いますが、これあの期間につきましては、半年から 3 年以内という期間になっておりまして、この間に要する経費につきましては、年間 560 万円を上限に特別交付税が措置されるということでございます。

活動の事例を申し上げますと、ICT 関連につきましては、そういった高齢者生活支援とか、あるいは観光分野においては、着地型旅行商品の開発とか、それから営業の専門知識、人脈等を経験されておりますので、そういったものを経験を活かしていただいて、地域ブランドを大都市圏で PR、販路拡大、こういったものに取り組みされる場所もあっております。

今回、本町で考えておりますこのプログラムにつきましては、最後に申し上げました専門知識、これらを活かしていただいて、地域ブランドを商品開発も含めて、大都市圏での PR、販路拡大ということに努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

現在、お話をさしておりますのは、うちの方に今、地方創生顧問として着任していただいております・・・先生でございますが、その方のご紹介で以前、鹿児島県の阿久根市、阿久根じゃなくて長島町です。長島町で実際、地域おこし協力隊として着任をされた方で、現在東京で会社を経営をされております。その方は現在も長島町の地方創生統括官という肩書を持っておられます。地域おこし協力隊後も無償で長島町の関係人口として携わっておられます。この方に多良木町にも応援できないかということで相談をしている状況でございますので、その会社に対する、個人といいますかその方の報酬、それから関東までの旅費、これを含めて 420 万の範囲内で負担をさせていただければということでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 11 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。  
ここで 1 時間たちましたので、暫時休憩といたします。

（午前 11 時 00 分休憩）

（午前 11 時 8 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 12 「議案第 12 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 12 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。  
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 12 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 13 「議案第 13 号」 令和 2 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 13 号、令和 2 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。  
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和2年度久米財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋裕子さん) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時10分散会)